

俱知安町告示第 74号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の認可の図書の写しの送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年 8月25日

俱知安町長 西 江 栄 二

- 1 施行者の名称
俱知安町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
俱知安都市計画道路事業 3・4・7号 北7条通
- 3 事業施行期間
自 平成28年 7月15日

至 平成35年 3月31日
- 4 事業地の所在
収用の部分 平成28年俱知安町告示第65号の事業地のうち虻田郡俱知安町北6条西3丁目、北7条西1丁目地内において事業地を変更する。
使用の部分 なし
- 5 図書の写しの縦覧場所
俱知安町北1条東3丁目3番地 俱知安町まちづくり新幹線課まちづくり係